

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

岩手県公安委員会

委員長 小野 公代

岩手県公安委員会規則第11号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(選任又は解任の届出)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の選任の届出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 施行規則第9条の9第1項第2号の規定による公安委員会の認定を受けた安全運転管理者にあつては、<u>第19条第3項</u>に規定する安全運転管理者資格認定書の写し</p> <p>(3) 施行規則第9条の9第2項第2号の規定による公安委員会の認定を受けた副安全運転管理者にあつては、<u>第19条第3項</u>に規定する副安全運転管理者資格認定書の写し</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>4 安全運転管理者が施行規則第9条の9第1項第2号の規定により公安委員会が行う教習（<u>第18条</u>において「教習」という。）を修了した者である場合は、前項に掲げる書類のほか、<u>第18条第4項</u>に規定する教習修了証明書の写しを添付しなければならない。</p> <p>(教習)</p> <p><u>第18条</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定による申請は、教習受講申請書（<u>様式第11号</u>）を公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>4 公安委員会は、教習を修了した者に対して教習修了証明書（<u>様式第12号</u>）を交付する。</p> <p>(資格認定)</p> <p><u>第19条</u> [略]</p> <p>2 前項の規定による申請は、安全運転管理者資格認定申請書（<u>様式第13号</u>）又は副安全運転管理者資格認定申請書（</p>	<p>(選任又は解任の届出)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の選任の届出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 施行規則第9条の9第1項第2号の規定による公安委員会の認定を受けた安全運転管理者にあつては、<u>第20条第3項</u>に規定する安全運転管理者資格認定書の写し</p> <p>(3) 施行規則第9条の9第2項第2号の規定による公安委員会の認定を受けた副安全運転管理者にあつては、<u>第20条第3項</u>に規定する副安全運転管理者資格認定書の写し</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>4 安全運転管理者が施行規則第9条の9第1項第2号の規定により公安委員会が行う教習（<u>第19条</u>において「教習」という。）を修了した者である場合は、前項に掲げる書類のほか、<u>同条第4項</u>に規定する教習修了証明書の写しを添付しなければならない。</p> <p>(是正措置の命令)</p> <p><u>第18条 法第74条の3第8項の規定に基づく是正措置命令は、是正措置命令書（様式第11号）を交付して行う。</u></p> <p>(教習)</p> <p><u>第19条</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定による申請は、教習受講申請書（<u>様式第12号</u>）を公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>4 公安委員会は、教習を修了した者に対して教習修了証明書（<u>様式第13号</u>）を交付する。</p> <p>(資格認定)</p> <p><u>第20条</u> [略]</p> <p>2 前項の規定による申請は、安全運転管理者資格認定申請書（<u>様式第14号</u>）又は副安全運転管理者資格認定申請書（</p>

様式第13号)を公安委員会に提出して行わなければならない。

3 公安委員会は、認定をした者に対して安全運転管理者資格認定書(様式第14号)又は副安全運転管理者資格認定書(様式第14号)を交付する。

(届出事項の変更の届出)

第20条 [略]

第21条 削除

別表第1(第2条関係)

申請書等	経由先
[略]	
[略]	[略]
教習受講申請書 (様式第11号)	
安全運転管理者・副安全運転管理者資格認定申請書 (様式第13号)	
[略]	
[略]	

様式第5号の4(第10条の5関係)

[略]

(裏)

[略]
駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、次のいずれかに該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。
(1)・(2) [略]
(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
(4)~(8) [略]

様式第6号(第15条、第20条関係)

[略]

様式第7号(第15条、第20条関係)

[略]

様式第8号(第15条関係)

[略]	
道路交通法第117条、第117条の2、第117条の2の2(第7号及び第12号を除	[略]

様式第14号)を公安委員会に提出して行わなければならない。

3 公安委員会は、認定をした者に対して安全運転管理者資格認定書(様式第15号)又は副安全運転管理者資格認定書(様式第15号)を交付する。

(届出事項の変更の届出)

第21条 [略]

別表第1(第2条関係)

申請書等	経由先
[略]	
[略]	[略]
教習受講申請書 (様式第12号)	
安全運転管理者・副安全運転管理者資格認定申請書 (様式第14号)	
[略]	
[略]	

様式第5号の4(第10条の5関係)

[略]

(裏)

[略]
駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、次のいずれかに該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。
(1)・(2) [略]
(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
(4)~(8) [略]

様式第6号(第15条、第21条関係)

[略]

様式第7号(第15条、第21条関係)

[略]

様式第8号(第15条関係)

[略]	
道路交通法第117条、第117条の2、第117条の2の2(第1項第7号及び第9	[略]

く。)、第117条の3の2、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第11号若しくは第12号又は第119条の2第1項第3号の違反行為の有無及び違反行為がある場合は、その違反行為をした年月日(該当する違反行為が2回以上あるときは、最後の違反行為をした年月日)

[略]

[略]

号を除く。)、第117条の3の2、第118条第2項第3号若しくは第4号、第119条第2項第4号若しくは第5号又は第119条の2の2第2項の違反行為の有無及び違反行為がある場合は、その違反行為をした年月日(該当する違反行為が2回以上あるときは、最後の違反行為をした年月日)

[略]

[略]

様式第11号(第18条関係)

<u>是正措置命令書</u>	
年 月 日	
様	
岩手県公安委員会 印	
道路交通法第74条の3第8項の規定により、次の理由により是正のために必要な措置をとることを命じます。	
<u>是正措置命令の理由</u>	
<u>実施すべき内容</u>	

(A4)

様式第11号(第18条関係)

[略]

様式第12号(第18条関係)

[略]

様式第13号(第19条関係)

[略]

様式第14号(第19条関係)

[略]

様式第15号 削除

様式第29号の9(第39条関係)

[略]

上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

[略]

[略]

様式第12号(第19条関係)

[略]

様式第13号(第19条関係)

[略]

様式第14号(第20条関係)

[略]

様式第15号(第20条関係)

[略]

様式第29号の9(第39条関係)

[略]

上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

[略]

[略]

2	(緊急自動車の指定) 第9条 令第13条第1項の規定による緊急自動車の指定(以下この条において「指定」という。)の申請は、緊急自動	(緊急自動車の指定) 第9条 令第13条第1項の規定による緊急自動車の指定(以下この条において「指定」という。)の申請は、緊急自動
---	--	--

<p>車指定申請書（様式第2号）2部に、道路運送車両法<u>第60条</u>に規定する自動車検査証の写しを添えて、公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>（緊急自動車の届出）</p> <p>第9条の3 令第13条第1項の規定による緊急自動車の届出（以下この条において「届出」という。）は、緊急自動車届（様式第4号の2）2部に、道路運送車両法<u>第60条</u>に規定する自動車検査証の写しを添えて、公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>2～6 [略]</p>	<p>車指定申請書（様式第2号）2部に、道路運送車両法<u>第58条第2項</u>に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面を添えて、公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>（緊急自動車の届出）</p> <p>第9条の3 令第13条第1項の規定による緊急自動車の届出（以下この条において「届出」という。）は、緊急自動車届（様式第4号の2）2部に、道路運送車両法<u>第58条第2項</u>に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面を添えて、公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>2～6 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

- この規則による改正前の岩手県道路交通法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車検査証に係る自動車についての道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項の規定による緊急自動車の指定の申請若しくは届出又は同令第14条の2第1号の規定による道路維持作業用自動車の届出若しくは同令第2号の規定による道路維持作業用自動車の指定の申請については、この規則（表2の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第9条第1項（改正後の規則第9条の2において準用する場合を含む。）又は第9条の3第1項（改正後の規則第9条の4において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附則第1項ただし書に規定する日から改正法附則第6条第1項に規定する政令で定める日の前日までの間における改正後の規則第9条第1項及び第9条の3第1項の規定の適用については、改正後の規則第9条第1項中「書面」とあるのは「書面（指定の申請に係る自動車が同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車の場合にあつては、同法第60条第1項に規定する自動車検査証の写し）」と、改正後の規則第9条の3第1項中「書面」とあるのは「書面（届出に係る自動車が同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車の場合にあつては、同法第60条第1項に規定する自動車検査証の写し）」とする。